

IV-69 災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書

(東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部)

災害時における井戸及び浴場の使用に関し、豊島区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づく民間協力の一環として、災害時に組合員所有の井戸及び浴場を使用することにより、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、り災者への入浴支援を行うことを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要があると認めるときは、乙に対し組合員所有の井戸及び浴場の使用を要請するものとする。

2. 甲の要請は、文書により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。
3. 要請は、支部長に対して行う。支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、災害時において甲から要請があったときは、組合員所有の井戸及び浴場を使用し、甲の給水、り災者への入浴支援に協力するものとする。

2. 乙は、利用者が井戸水を飲料水として使用する場合には、煮沸してから使用することを利用者に呼びかけるよう、組合員に対して指導するものとする。

（周知）

第4条 甲は、組合員所有の井戸に関して、住民に周知を図るものとする。

（水質検査）

第5条 井戸の水質検査は、定期的に甲が実施する。

（非常用発電機の設置）

第6条 災害により電気施設に被害があった場合においても、給水及び入浴支援を実施できるよう、甲は、組合員の所有地に非常用発電機を設置するものとする。

（維持管理及び修理）

第7条 甲は、非常用発電機が常に良好な状態で使用できるよう適切な維持管理及び必要な修理を行うものとする。

（撤去）

第8条 甲は、乙または組合員から非常用発電機の撤去の要請があった場合、または甲が撤去の必要性を認めたときは速やかに撤去するものとする。

（費用）

第9条 災害時における井戸の使用及び浴場の使用に係る費用は、甲の負担とする。

2. 費用の請求は、支部長がとりまとめて行うものとする。
3. 非常用発電機の設置に係る土地使用料については無償とする。
4. 非常用発電機の設置及び撤去に関する費用、並びに第7条の維持管理及び修理に必要な諸経

費は、甲が負担するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、並びにこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 8 年 1 月 8 日から平成 9 年 1 月 7 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに甲・乙なんらの申し出がない限り、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本書 2 通を作成し甲・乙記名押印のうえ、おのおのその 1 通を保有する。

平成 8 年 1 月 8 日

甲 豊島区
豊島区長 加藤一敏

乙 東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部
支部長 井藤良一